

1 地域再生計画の申請主体の名称

桜川市

2 地域再生計画の名称

歴史的たたずまいを継承したまちづくり

3 地域再生の取組を進めようとする期間

平成17年度～平成26年度

4 地域再生計画の意義及び目標

桜川市（平成17年10月1日に岩瀬町、真壁町、大和村が合併し誕生）は茨城県の中西部に位置し、県都水戸市から45km圏内、首都からは70kmに位置する面積179.78km²、人口約5万人の市である。北の高峯・富谷山、東の雨引山・加波山・足尾山から南の筑波山に連なる山々に囲まれた山々に囲まれ、平野部のほぼ中央を桜川が南下し、地域の南北軸を形成している。

基幹産業は石材業と農業で、石材業は石材生産額日本一を誇り、日本の代表的なみかげ石（花崗岩）の良質な産地として知られ、本格的に採掘の始まった明治30年以降は、日本の代表的な建築物である迎賓館等に建築材として使用されている。

農業については、市の中央を流れる桜川を境に東側の水田地帯は良質な米の産地であり、西側の台地部は水はけの良さを活かした施設栽培が盛んに行われている。また、筑波山の麓は平地より温暖な自然条件を活かした観光みかん園が多数あり、12月末まで営業していることから首都圏からも多くの観光客が訪れている。

本市（旧真壁町）の旧市街地である真壁町真壁地区とその周辺（旧真壁町中心市街地）は、国指定史跡真壁城跡や筑波山系の山々を背景に、古くは城下町、在郷町、商家町と時代背景に合わせ近隣の文化・経済の中心地として発展してきた。

しかし、昭和40年代以降、核家族化や少子高齢化、モータリゼーションの進展、大型商業施設の郊外への進出等により、居住人口の減少と高齢化が進むとともに、空き家、空き店舗が増加し、地域の商業が衰退するなど、かつてのまちの賑わいは失われてしまった。旧真壁町中心市街地の空洞化が一層進行すれば、地域経済が停滞するのみならず、城下町特有の区割りや街並みといった真壁固有の歴史的資源、藍染めや人形浄瑠璃といった文化資源、祇園祭の世話人制度といった伝統的な地域のコミュニティの崩壊を招き、市そのものの衰退につながりかねない。

そこで、地域住民が中心となり、これまで目を向けられること無かった歴史的建造物や歴史的なたたずまいを継承しようと、歴史的建造物の保存運動が起こり、これを機会に住民・行政が一体となった歴史的なたたずまいを継承したまちづくりを進めるとともに、文化庁所管の「ふるさと文化再興事業」等を活用し地域固有の文化の継承を図っている。

また、旧真壁町中心市街地以外にも筑波山、筑波高原キャンプ場、日本で北限の観光みかん園、平成17年10月1日の合併後は大和地区の雨引観音、岩瀬地区の富谷観音、名勝桜川といった観光拠点など、歴史的資源や自然資源を、真壁町真壁地区とその周辺（旧真壁町中心市街地）の歴史的景観とともに一体的に活用し、総合的なまちづくりを進め、市全体の経済の活性化を目指している。

●歴史的資源の保存・活用

本市（旧真壁町）は、真壁町真壁地区に200棟以上ある歴史的建造物の保存・活用を進めるため、平成8年の文化財保護法の改正により新たに創設された有形文化財登録制度に着目し、平成12年度から取組み、ほぼ毎年十数件の申請を行っている。

この制度は、建造物の外観にはある程度の規制はかかるが、内部は自由に活用することができるという、現代の生活にマッチさせた制度で、歴史的建造物の活用を図る上では、画期的な制度である。また、住民の立場で言えば「国の文化財に登録された」という誇りが生まれ、住民自らの積極的な行動が期待されている。これまでの支援策に加え「地域再生のための提案」として当市（旧真壁町）が平成16年1月に提案した登録文化財の相続税の一部減免が同年6月に国税庁より発表されたことにより、地域住民から地域再生本部の支援に大きな期待が寄せられている。

また、当市（旧真壁町）は平成17年現在、有形文化財の登録件数が104棟となり、数多くの登録文化財がある市として、一層歴史的資源の保存活用が注目される存在になると思われる。

●「伝統的建造物群保存地区制度」と「景観法」の活用

歴史的建造物の集合体として、地域文化や特徴を保存・活用するには「伝統的建造物群保存地区制度」が必要不可欠な制度である。国選定の重要伝統的建造物群保存地区（以下重伝建地区）は西日本に多く、関東に2地区と極めて少ない状況にある。

当市（旧真壁町）は、平成15年度に伝統的建造物群保存対策調査の予備調査を始め、平成16年度から平成17年度にかけて本調査を行っている。現在は、調査途中の段階であるため地区設定等は行っていない。

仮に、今後桜川市が伝統的建造物群保存地区を指定した場合、登録文化財制度への取組が、図らずも地域住民の歴史的建造物の保存の機運醸成の手法として、また歴史的建造物の認知度の向上を目指すために制度が活用されたという面もある。

伝統的建造物群保存地区指定までの手法が、これまでの手法と違った新しい手法として注目されるものと考えることができる。

また、先に記載したとおり関東地方にはこれまでは重伝建地区は2地区と極めて少ない状況にあることから、当市が伝統的建造物群保存地区に指定することができれば、筑波山や筑波高原キャンプ場、観光みかん園、雨引観音、富谷観音、名勝桜川といった観光拠点等と組み合わせることにより、関東地方で日帰りで遊べる新たな観光ルートの一つとなり、来訪者の増が見込まれ地域経済の活性化に寄与するものと思われる。

また、平成16年12月に施行された「景観法」を活用し、伝統的建造物群保存地区に隣接する区域も景観に配慮したまちづくりを進め、伝統的建造物群保存地区のみならず周辺も一体となった事業の推進を図ることが、一定の地区に集中すること周囲にも経済的波及効果を及ぼす大切な要素と考えられる。

●伝統技術の継承

歴史的建造物の保存を進める上で必要不可欠なことのひとつとして、建築技術の継承にある。本市（旧真壁町）のように、歴史的建造物の種類が多いと取得する技術も多く、建築技術者の育成には苦慮しているところである。

平成11年度からふるさと文化再興事業に取組み、建築技術の継承プログラム

を策定し事業を展開してきた。参加者も全国に及び、京都から参加した職人もおり、全国的に慢性的な技術者不足・技術継承の機会の不足が伺われる。よってこのための財政的支援が必要と考えられる。

●これまでの振興策との関係

本市（旧真壁町）の取組に対し、平成12年度茨城県が主体となり「歴史的資源を活用した地域振興研究会」を設置し、新たな振興策として事務レベルでの研究を始めた。同年度末には、事務レベルでの研究のとりまとめを行い、報告書を作成した。

平成13年度には、前年度の経過を受け、学識経験者、地元のまちづくり関連団体、市（旧真壁町）、県、「蔵と歴史のまちづくり調査検討委員会」を設置し、地域の現況と課題、まちづくり構想、まちづくりの展開について検討を行い、地域資源活用型まちづくりモデルプランを別表のとおり策定し、平成14年度以降は、これを基に事業を展開している。

（平成14年度以前から取り組んでいる事業）

○登録文化財調査 市単独事業

歴史的建造物の保存・活用を進めるため平成11年度から取組を始め、平成11年度4棟、平成12年度21棟、平成13年度7棟、平成14年度13棟、平成15年度26棟、平成16年度15棟、平成17年度18棟、合計104棟の登録を受けている。

○ふるさと文化再興事業 文部科学省補助事業

平成13年度から平成15年度事業で、地域の個性豊かな伝統文化を継承・発展させるため、地域における伝統文化の保存活用活動を支援することを目的に文化庁が各都道府県に委嘱して作成した「伝統文化の保存・活用のための総合的な取組みに関するマスタープラン」に掲げられている分野別対象活動が対象となるもので、本市（旧真壁町）は「藍染め」「白井座の人形浄瑠璃」「土壁の伝統技術」「祇園囃子」が対象となっている。

（平成14年度以降取り組んだ事業）

○まちなかステーション事業 茨城県補助事業

旧真壁郵便局のリニューアル事業。旧真壁郵便局を市（旧真壁町）で借り上げ、民間に管理を委託し、インフォメーションセンターとしての活用を図っている。

○伝統的建造物群保存対策調査 文部科学省補助事業

文部科学省の文化庁補助事業。歴史的建造物群の調査及び地割り町割りといったものを学術的に調査する。市（旧真壁町）の取組の詳細は、後記7構造改革特区の規制の特例措置により実施する取組その他の関連する事業に記載。

●都市再生モデル調査との連携

内閣官房都市再生本部所管の提案事業で、都市再生を推進する上で特に創意工夫が必要なまちづくりに関わる構想の具体化の取組や、シミュレーション、実地検証等の調査活動について、関係省庁等の所管の枠組にとらわれず、事業化前の段階を含め、年度内に実施が可能な都市再生活動の提案事業である。

当市（旧真壁町）は平成15年度「歴史的たたずまいを継承した街並み・まちづくり調査」を要望し採択され調査を行った。

調査を行った内容は、

- 1 歴史を活かした個性あるまちづくりによる交流人口増加と地域活性化の実現のための検討課題の整理
 - 1) まちづくり全体に関する課題
 - 2) 都市計画制度に関する検討課題
 - 3) 文化財保存に関する検討課題
 - 4) まちづくり推進体制に関する課題
- 2 登録文化財公開予定施設の保存活用のモデル調査
 - 1) 公開予定施設の現況調査および学術的調査の実施
 - 2) 公開予定施設の保存補修計画の検討
 - 3) 公開予定施設の運営に関する地域住民の意見集約
- 3 まちづくり市民グループ等の活動支援
 - 1) まちづくり市民グループの活動支援
 - 2) 地域活性化へ向けての活動支援

となっている。

特に、1の「歴史を活かした個性あるまちづくりによる交流人口増加と地域活性化の実現のための検討課題の整理」については年度中に終了させるのではなく、今年度事業採択された身近なまちづくり支援街路事業においても、継続して協議を行っている。

以上のように、都市再生モデル調査の検討内容は、今回申請の地域再生計画にリンクするもので、単発での調査ではなく、いろいろな調査をリンクさせながらまちづくりを進めている。

●まちづくり交付金事業との連携

国土交通省所管事業で、地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とし、平成16年度創設された事業であるが、当市（旧真壁町）は、平成16年度「歴史的なたずまいを継承した街並み・まちづくり」①歴史的資源の保存・活用によるまちづくりの推進、②交流人口の拡大による地域振興－「歓交地」を目指したまちづくりという内容で採択されている。

取組の規模は196haで、実施期間は平成16年度から平成20年度となっている。整備施設については、基幹事業として道路の美装化、来訪者のための駐車場の整備、案内板の設置、公衆トイレの整備を行うとともに、提案事業として真壁城跡の景観維持工事、流し雛行事等で使用するための河川イベント広場の整備、城下町特有の幅員の狭い道路の安全を確保するための一方通行の社会実験、まちづくり推進のための講演会の開催、歴史的建造物や街並みを案内するための情報提供活動、旧真壁郵便局を民間主体で運営させるための管理運営実験、中心市街地の空き店舗解消のためのチャレンジショップ店舗借り上げ等を行う計画である。

この中で、直接的に地域経済の活性化や雇用の拡大が見込まれるのは、チャレンジショップ店舗借り上げのみであるが、交流人口の拡大を狙った施策については基幹事業、提案事業にかかわらずすべて含まれており、事業の推進により交流人口の拡大による経済的効果が生まれることが見込まれる。

●身近なまちづくり支援街路事業との連携

国土交通省所管事業で、当市（旧真壁町）は歴史的地区環境整備街路事業として採択された。歴史的街並みや史跡等卓越した歴史的環境の残る特定の地区において、地区の将来的な基本構想と地区道路の整備計画を策定し、これに基づいて地区道路を国庫補助の都市計画街路事業として整備するものであり、100haの区域を対象に事業を計画している。

事業計画については、平成16年度に調査事業を行い、1年の事業調整を経て、平成18年度から整備事業を開始する予定であり、整備施設としては、歴史的地区を迂回する都市計画道路の整備や、歴史的道筋の整備、また区域内残る路地等の整備を歴史的景観に合わせるよう計画している。

また、今後取り組みの課題となってくる伝統的建造物群保存地区についてであるが、指定想定地区に幅員の拡張を計画した都市計画道路があり、これを施工すると歴史的建造物が多く取り壊される他、400年前に整備された道筋も変わってしまうことから、計画変更を含めた都市計画道路の在り方を検討することとしている。

この事業は、歴史的たたずまいを継承したまちづくりに必要な検討や整備であるため、講じようとする支援措置の230007「案内標識に関するガイドラインの策定」、230009「良好な景観形成の推進」につながるものである。

●支援措置の必要性

当市（旧真壁町）の歴史的地区と、周辺の地域資源との連携を図り市全体の活性化を目指すためには、歴史的地区の整備と関連する周辺整備が必要となってくる。

具体的には、歴史的地区の保存のため伝統的建造物群保存地区の指定、更に建物の修理・修景について国の援助がある重要伝統的建造物群保存地区としての選定が挙げられる。伝統的建造物群保存地区の指定のためには、市や住民の合意形成や地区指定への熱意が一番大切なことである。

指定をするために基礎調査となる事業について国の援助が必要となるが、当市（旧真壁町）はすでに援助を受けている。しかし専門的分野となるため国からの更なる助言・指導が必要と考えている。

次に、歴史的景観の整備であるが、市の検討課題となっている電線類の地中化や道路の美装化、中心市街地活性化のためのチャレンジショップ店舗借り上げ等、また、地域住民の合意形成を図るための講演会の開催や情報提供活動等、ハード・ソフト両面で町の自主性・裁量性を最大限発揮できる「まちづくり交付金」事業の採択が不可欠となる。当市（旧真壁町）は、平成16年度に採択となったが、制度改正により提案事業の枠の拡大があったことから、住民と協議しながらソフト事業の取り組みを増やしていきたいと考えている。

従って、本市の地域再生計画の実現のためには歴史的景観の取り囲む山々の自然景観を活かした「映画ロケ、イベント等及びカーレースに伴う走路使用許可の円滑化」(210001)、各種イベント開催に必要となる「水辺の自由使用ガイドライン」の策定(212031)や「道路占用許可弾力化（オープンカフェ等）」(212002)、「コミュニティバス、乗合タクシーの許可に関する基準の弾力化等」(212018)、まちづくりを円滑に進めるために、「まちづくり交付金の創設」(212028)、歴史的景観を保存・活用するために、「案内標識に関するガイドラインの策定」(230007)、「良好な景観形成の推進」(230009)といった支援措置が必要となっている。

5 地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 来訪者の増加

当市（旧真壁町）は、平成11年度に登録文化財制度に取り組み、歴史的建造物の多さを報告会や講演会等を開催し、町内外にアピールするまでは、全く人も歩かない町であった。

しかし、登録文化財の件数が増加するとともに、マスコミにも多く取り上げられ、来訪者が増え、平成15年度には約50,000人の来訪者を数えるようになった。

平成15年からひな祭りを開催したところ、1年目は期間中1万4千人、2年目は期間中5万人、3年目は8万人とこれまで来訪者に加えて増加の傾向にある。また、期間中の経済的効果について新聞に大きく報道され、首都圏から日帰りで遊べる場所として徐々に認知されて始めている。

来訪者が増加すると食事や土産物、特産品等の販売による経済的効果があることは明白であるが、当市（旧真壁町）はそういったイベントと歴史以外の地域資源との連携が少ないように感じられる。しかし、今後は桜川市として筑波山に来る観光客や観光みかん園、雨引観音、富谷観音、名勝桜川といった観光拠点等との連携を模索し、地域が一体となった施策を展開することにより、更なる経済効果が見込まれる。

(2) 賑わいの創出・・・新規雇用の基礎

平成16年度に採択されたまちづくり交付金の提案事業に「チャレンジショップ店舗借り上げ」という項目を設けたのは、地元商店街の要望により空き店舗を安く借り上げ、新規で店舗を持ちたいという人に出店の機会を提供するものである。

交付期間は、平成17年度から平成19年度までの3年間で、交付期間以降は地元商店街が資金を出し合い店舗の経営をしていくこととしている。

当初は2店舗の試みであるが、地元商店街はこれを機会に徐々にその規模を広げようと計画している。出店する店が増えるためには(1)の来訪者の増加ということが必要不可欠な条件となるため、地元商店会と連携を深めこれを進めていかなければならない。

出店する店が増えるということは、新たな雇用が見込まれる他、来訪者の増加により対応する店員の増が見込まれる等、雇用の機会の拡大が期待される。

(3) 愛郷心の向上

平成14年度の学習指導要領に基づき創設された「総合的学習」では、旧真壁町の小中学校で本地域の固有の地域資源を多く取り入れた授業を展開している。

特に、歴史的街並みが多く残る地域に隣接する小学校では、歴史的資源を活用するための授業や、中心市街地活性化のための授業が展開され、小学生と中心市街地の商店主が協力しあい特産品の開発等を行ったことから、新たなコミュニティが生まれつつある。

こういったことが行われることによって、小学生が地域の文化や固有の資源を知ることになり、愛郷心が芽生えるとともに、地元産業やまちづくりに対する関心が生まれ、地元就職や地元起業を目指すと考えられる。小学生からの聞き取りによってもこういった意見が多く寄せられ、少子高齢化や過疎

化が進展している現在、人口の流出が防げることは、地域経済にとっても大きな価値を持つものと考えられる。

(4) パブリシティ効果等

地域PRのため最も効果的なものは、出版物やテレビ・ラジオによる宣伝広告であるが、宣伝広告を行うためには多大な費用がかかり、地方自治体がこういったことを行うことは、現在の市財政を考えると大変難しい。

これに代わるものとして、新聞記事やテレビの特集で地域のイベントや行事、まちづくりが掲載・放送されることなどが挙げられる。当市のまちづくりやイベントは、地域固有の資源を活かしたものと住民が主体的に活動しているものが多いため、好意的な記事で新聞に掲載されることが多い。また徐々に、茨城県で最も歴史的建造物が多く残る地域として認知されてきたこともあって、徐々に歴史的街並みがある町としてテレビで紹介され始めている。

去年は、都市再生モデル調査が採択された町として政府広報番組で取り上げられ、その後来訪者が増加する等、地域経済に与える影響は大きい。

このようなことから、地域固有の資源を活かしたまちづくりを進めることは、マスコミに取り上げられ大きなパブリシティ効果を生み、来訪者が増え地域経済の活性化に大きく寄与すると考えられる。

6 講じようとする支援措置の番号

- 1 1 2 0 3 地域再生のための「特定地域プロジェクトチーム」の設置
- 2 0 1 0 0 1 「映画ロケ、イベント等及びカーレースに伴う走路使用許可の円滑化」
- 2 1 2 0 0 2 「道路占用許可弾力化（オープンカフェ等）」
- 2 1 2 0 1 8 「コミュニティバス、乗合タクシーの許可に関する基準の弾力化等」
- 2 1 2 0 2 8 「まちづくり交付金の創設」
- 2 1 2 0 3 1 「水辺の自由使用ガイドライン」の策定
- 2 3 0 0 0 7 「案内標識に関するガイドラインの策定」
- 2 3 0 0 0 9 「良好な景観形成の推進」

7 構造改革特区の規制の特例措置により実施する取組その他の関連する事業

●構造改革特区の規制の特例措置により実施する取組

無し

●その他の関連する事業

(1) 伝統的建造物群保存対策調査

○取組主体

桜川市

○取組場所

真壁町真壁地区 1 0 0 h a

○取組の実施期間

平成15年度～平成17年度

- ・平成15年度 予備調査（町単独費）
- ・平成16年度 本調査（国・県補助有り）
- ・平成17年度 本調査（国・県補助有り）

○取組による整備施設

現在のところ、施設の整備は計画していないが、平成17年度の本調査

時に建築物・工作物の修理・修景基準（案）を策定し，それに基づき修理・修景を進める。建築物の修理・修景については，市単独事業（仮）伝統的建造物群保存事業もしくは，国土交通省所管まちなみ環境整備事業の活用，同じくまちづくり交付金事業の事業拡大が考えられる。

○今後の見通し

調査区域をすべて伝統的建造物群保存地区にすることは難しいが，調査の結果を検討し地区設定に進みたいと考えている。調査中も住民説明会を多く開催し，調査終了後速やかに住民合意を得られるよう事業を展開している。

8 その他の地域再生計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

歴史的地区の整備には，国庫補助金や交付金・県補助金等の他，かなりの市単独費が必要となってくる。昨年度までは，調査事業を多く行っていたため，市単独費の額はそれほど多くなかった。しかし，ハード事業を開始した平成17年度からは新たな財源や，財政の健全化が不可欠となる。

別紙 支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取り組みの内容，支援措置を受けようとする者及び支援措置を講じようとする日

1 支援措置の番号及び名称

1 1 2 0 3 地域再生のための「特定地域プロジェクトチーム」の設置

2 当該支援措置を受けようとする者

桜川市

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

桜川市が歴史的たたずまいを継承したまちづくりを進めるため、市は地域住民とともにまちづくり構想や事業計画を策定してきたことはあったが、具体的にこれを進めるためには法律的に解決しなければならない問題が多い。

必要とする支援措置のうち、「水辺の自由使用ガイドライン」の策定(212031)については、全国の事例を多く知る国土交通省、及び茨城県の現状を知る茨城県土木部にアドバイザーとなっただき、当市で提案を行っていく「水辺の自由使用ガイドライン」の提案に対し、河川管理上の問題点等の技術的アドバイスをいただけるような、検討会が必要になってくる。

「案内標識に関するガイドラインの策定」(230007)については、真壁町真壁地区に設置する予定の歴史的景観に配慮した案内板のデザインや、近年多くなった外国人来訪者向けの案内板の設置等、日本全国の実例を知り、専門的な知識を持つ国土交通省及び茨城県土木部に助言指導の受けられるような体制を構築したい。また、歴史的景観に配慮した交通標識導入のため、同じ理由により国土交通省及び茨城県土木部、地元警察署が加わった検討会が必要となってくる。

「良好な景観形成の推進」(230009)については、現在調査が行われている伝統的建造物群保存地区制度の推進と、その外縁部の区域における景観法の導入、もしくは市独自による景観条例の検討について、景観法等に専門的知識を持つ国土交通省、農林水産省、茨城県の現状を知る茨城県土木部、桜川市(旧真壁町)のまちづくりを支援していただいている茨城県地域計画課と、歴史的景観に造詣の深い専門家からによる意見交換会の設置が必要となってくる。またこれらの事項について、地域まちづくり団体からも、協議の参加申し入れもある。

これらについては、関係する省庁、県の担当課が重複するため個別での検討ではなく、一体的に協議できる「特定地域プロジェクトチーム」を設置し、上記の問題についての検討を行いながら、歴史的たたずまいを継承したまちづくりを進めていきたい。

●取り組み主体

桜川市

●取り組みの実施期間

平成17年度～平成26年度

●参加する機関

・景観法の導入もしくは町独自の景観条例制定及びそれらに関する助成制度の検討

国土交通省、農林水産省、茨城県土木部、

茨城県企画部、地元まちづくり団体

・身近なまちづくり支援街路事業の活用

国土交通省、茨城県土木部、茨城県企画部、

地元まちづくり団体

・まちづくり交付金の活用

茨城県土木部，茨城県企画部，地元まちづくり団体

- ・ その他活用できる制度の検討
国土交通省，茨城県土木部，茨城県企画部，
地元まちづくり団体

1 支援措置の番号及び名称

201001 「映画ロケ、イベント等及びカーレースに伴う走路使用許可の円滑化」

2 当該支援措置を受けようとする者

「桜川市」、「地域イベント主催団体」

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

桜川市の東部は筑波山や加波山、足尾山は常陸三山と呼ばれ水郷筑波国立公園にも指定されている山々が連なり、西部は農村地域が広がるロケーションを誇り、歴史的建造物が多く、首都圏から近いということもあって映画やテレビのロケの要望が多い。

当市の場合は直接市に撮影依頼が来るというよりも茨城県が主宰する「いばらきフィルムコミッション」を通じてのロケ依頼が多く、市では映画制作する個人、団体の誘致活動、撮影に伴う施設の無償借り上げ交渉等を行っている。

各種ロケは、撮影中に必要となるスタッフの宿泊、弁当等の食糧費の他、撮影中の見学者による来訪者の増加、また上映後に撮影場所が名所になり来訪者が増加する等による経済的効果が大きい。また、ロケスタッフや来訪者による地域資源の再発見がされ、地域の活性化に資する面も大きい。

ロケをスムーズに行えるよう、許可・届出等の手続きも窓口の一本化、ロケに関する相談・案内や情報の提供、宿泊の斡旋などを行うのがフィルムコミッションであるが、当市の場合「いばらきフィルムコミッション」を通して、所有者との交渉まで市で行っている。

過去に、民放の人気ドラマロケが定期的に行われた際は、市内各所がロケ場所として使用され、使用された店舗のその後の売り上げが伸びたり、低賃金であるがエキストラの地元雇用もあったりと、直接的な経済効果があった。

また、歴史的建造物が多く残る区域（旧真壁町中心市街地）では、商工会や商工業者・地域住民で組織されたまちづくり団体等が主体となった各種イベントが年間を通して開催されている。

地元団体が開催する地域イベントについては、地域特有の文化や芸能を発表する場として、過去には歴史的建造物を使用した新進芸術家のパフォーマンス等、創意工夫されたイベントが開催されている。このようイベントには、市内住民以外にも市外の来訪者も多く見受けられる。

こうしたイベントの開催について、平成16年3月に発出された通達に基づき、イベントの実施主体が自主的にイベントを計画し、その計画について県警、地域住民や道路利用者等の合意形成の円滑化を図ることにより、積極的に映画ロケ、イベント等及びカーレースの誘致を行う。

●取組場所

真壁町真壁地区とその周辺

●取組の実施期間

平成17年～平成26年

1 支援措置の番号及び名称

212002 「道路占用許可弾力化（オープンカフェ等）」

2 当該支援措置を受けようとする者

「オープンカフェ等を行う民間事業者」

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

現在、桜川市（旧真壁町）では祇園祭等の一時的なイベント以外の場面で、公衆用道路を使用したオープンカフェ、露店等の事業を実施している業者は無いが、来訪者アンケートを見ると、休憩のできるベンチの設置や、お茶を飲みながら休憩できる場所の設置を求める回答が多い。

すでに、この回答を見て数地内に休憩所を設置したり、空き店舗を借り一軒休憩所にする取り組みもなされているが、まだ不足しているのが現状である。

そこで法令等諸条件が整えば、来訪者が最も多いひなまつり期間中の1ヶ月間だけでも、各店舗が店先の道路部分（主に側溝の上）にベンチ等を設置し、休憩所として活用できる。

道路占用許可については、迂回路の状況や交通量、利用者が通行の妨げにならないことを前提に道路管理者により許可されるものである。

当市（真壁町真壁地区）の道路は、400年前の幅員がそのまま残されていることから、幅員が不規則であるが、現在都市計画道路に指定されている道路を除けば、交通量も少なく、かつて市が開かれて道路は、その部分だけ広がっているところもある。

また、地域住民の合意形成も徐々にされつつあり、中心市街地への車の乗り入れは、ひな祭り期間中激減する。

そのため、平成16年度中に発出される通達に基づき、商店業者などをはじめとする地域の合意を図り、ひなまつり期間中の出店等を行い、来街者が憩い安らぐ空間等とすることにより、地域商業の活性化、街中の賑わいの再生を図る。

●取組場所

真壁町真壁地区とその周辺

●取組の実施期間

平成17年～平成26年

●取組による整備施設

- ・地域住民自らが発案し、道路環境の整備や来訪者用に設置される休憩施設の道路占用許可弾力化
- ・オープンカフェ等施設の整備

1 支援措置の番号及び名称

212018 「コミュニティバス, 乗合タクシーの許可に関する基準の弾力化等」

2 当該支援措置を受けようとする者

桜川市, 民間業者

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

旧真壁町の公共交通機関は, 昭和62年の筑波線の廃止によって, 4路線ある乗合バスだけとなってしまった。そういった事情から, ひな祭り期間中は自家用車を利用した来訪者が多く, 駐車場の不足もあって受け入れができない場合があり対応に苦慮している。

真壁町真壁地区に来るための水戸線の最寄り駅は, バス路線とタクシーの待合所のある下館駅, 岩瀬駅, タクシーの待合所のある新治駅, 公共交通機関の無い大和駅がある。

そのうちバス路線のある下館駅は休日には往復7本, 岩瀬駅からは往復6本という数であるため, 著しく利用者は少ない。

そこで, 平成16年度に見直される予定のコミュニティバスや乗り合いタクシーの許可基準の運用に基づき, 公共交通機関利用促進及び駐車場の不足を解消のため, 真壁町真壁地区に最も近く, かつ真壁町真壁地区までの公共交通機関の無い大和駅から, 期間を限定しコミュニティバス等を使用したバス路線や乗合タクシーの運行を検討することによって, 来訪者の利便の向上が図れる。

また, こういった試みにより経済効果が生まれるのであれば, 免許を取得している乗合バスの会社からも期間限定であるが路線の増が見込まれ, 民間事業者に経済的な効果があると見込まれる。

●取組場所

真壁町真壁地区と隣接する最寄り駅

●取組の実施期間

平成17年～平成26年

●取組による整備施設

- ・コミュニティバスの運行拡充
- ・乗合タクシーの路線確保
- ・期間を限定した新規バス路線等の運行社会実験

1 支援措置の番号及び名称

212028 「まちづくり交付金の創設」

2 当該支援措置を受けようとする者

桜川市

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

基幹事業

桜川市の旧真壁町中心市街地の道路は、不規則な幅員と見通しが効きづらいという城下町特有の道筋が多く残っている。これを整備するに当たり、城下町特有の道筋を変えることは、町の個性を失うことになるため、特徴ある道路の形態を変えず、路面の美装化のみを検討していきたい。

また路面が狭いところが多く、側溝は蓋が無いかあっても不規則な大きさであり、所々に大きな隙間ができています。こういったことから、路面が狭く歩道を設けることができないが、歩行者安全確保のため路肩の側溝整備を進め、歩行者の安全を確保したい。

最近増加した来訪者からのアンケートを見ると、駐車場と公衆トイレの要望や案内板の設置要望が多いため、景観に合わせた駐車場や公衆トイレ、案内板の整備を検討する。

提案事業

中心市街地の賑わいを取り戻すためには、空き店舗の解消が不可欠である。これを地元の商工業者が運営できるよう、3年間の期限で空き店舗借り上げの経費一部を負担し、チャレンジショップ事業の展開を検討する。

地域住民の発案により、居住の供とされていない登録文化財を、インフォメーションセンターとして活用するため、この管理費の一部を負担し、住民自らの発想による管理・運営の実験を検討する。

また、幅員の狭い道路の事故を防ぐため、一方通行の社会実験を行い、住民の理解を得て徐々にそういった方向に進められるように検討していきたい。

他に、真壁城跡の景観維持工事、河川イベント広場の整備、講師派遣、情報提供活動等を検討している。

1 支援措置の番号及び名称

212031「水辺の自由使用ガイドライン」の策定

2 当該支援措置を受けようとする者

「桜川市」「地域の住民団体」

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

当市（真壁町真壁地区）の歴史的建造物が多く残る区域は大きな河川が少なく、最も河川幅が広いのは利根川水系一級河川桜川で、区域の西側を約200m位の距離のところを流れている。そこに流れ込む一級河川山口川は、区域の南側を沿うように流れ、古くから農業用水等に利用されている。昭和40年代以前は、河川の深度も最深部で通常30cm程度で水も澄んでいることもあって、子どもたちの遊び場にもなっていた。

しかしその後、石材工場が上流に建設されたり、生活雑排水が河川に流入したりしたことから、汚濁が進み悪臭が漂う河川になってしまった。

近年では、石材工場への指導、下水道の整備、河川清掃の実施により河川環境が徐々に戻りはじめ、歴史的建造物が多く残る区域に隣接する美しい河川の復活に努めている。

平成15年から始まった「蔵の街真壁のひなまつり」の最終日曜日に、子どもたちの健やかな成長と、健康を願い流し雛を行っている。流し雛は山口川の歴史的建造物が多く残る区域の最も近い場所で開催され、数多くの参加者がある。こういった行事の開催は、河川で遊んだという昔の記憶を呼び起こすとともに、美しい河川の復活を地域住民に呼びかける行事になる。

また、平成18年度には「まちづくり交付金」の提案事業で、同箇所をイベント広場として整備し、普段は子どもたちが直接水に触れられる環境を整備する予定である。

この整備によって、今後同箇所では河川を利用したイベントが増えるとともに、子どもたちによる水性動植物の観察、更には美しい河川の復活のための試み等、各種団体による水辺空間の使用が増加すると考えられる

このため、平成16年度中に発出される予定の「水辺の自由使用ガイドライン」を活用することにより、各種団体の下線の自由使用が容易になるため、水辺空間のより一層の活用を図る。

●取組場所

一級河川山口川及び一級河川桜川

●取組の実施期間

平成17年～平成18年

●取組による整備施設

- ・まちづくり交付金事業による河川イベント広場の整備
- ・河川を使用したイベントの開催
- ・環境復活のためのワークショップ開催
- ・河川環境整備のための地域住民による条件整備（水生植物の植栽や魚の放流等）

1 支援措置の番号及び名称

230007 「案内標識に関するガイドラインの策定」

2 当該支援措置を受けようとする者

桜川市

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

当市（旧真壁町）が平成11年度以降、登録文化財制度に取り組んでから、登録答申があるごとにマスコミに取り上げられたことによって、街並みを目的の来訪者数が増加している。

平成15年から「蔵の街真壁のひなまつり」を開催したところ、これを目的とする来訪者が平成15年が1万4千人、平成16年が5万人、平成17年が10万人と普段の来訪者に加えて増加している。

平成12年度からは「ふるさと文化再興事業」に取り組み、「藍染め」、「白井座の人形浄瑠璃」、「土壁の伝統技術」、「祇園囃子」、「伝統芸能」の再興に努めている一方、藍染めの体験施設の整備や、土壁伝統技術の見学会の実施、白井座の人形浄瑠璃公演会の開催等により、日本古来の伝統にふれようと数多くの人々が訪れている。

ここ1～2年の傾向であるが、これまで日本人しか来なかった町に、真壁町真壁地区にある日本古来のものを見てみたいという外国人の姿が見え始めている。桜川市は、つくば市に隣接することから、筑波大学関係の外国からの留学生や研究者が訪れやすい環境にあるため、外国人にわかりやすい外国語の表記を目的とした「案内標識に関するガイドラインの策定」が必要である。

同様に、歴史的建造物が多く残る区域にある交通標識についても、景観に配慮した交通標識の検討を警察署と協議していきたい。

●外国語の表記を目的とした「案内標識に関するガイドラインの策定」取組場所

桜川市全域

●景観に配慮した「案内標識に関するガイドラインの策定」取組場所

真壁町真壁地区とその周辺

「まちづくり交付金事業」又は「身近なまちづくり支援街路事業」で計画エリアとされた区域

●取組の実施期間

平成17年～平成18年

また、歴史的建造物が多く残る区域は、案内板が少なく、今後各種事業を活用して案内板の設置を計画している。そのため、平成16年度中に取りまとめられる国の「観光活性化標識ガイドライン」を活用し、地場産業を活用した案内板や、景観に配慮した案内板の設置について検討する。

●取組による整備施設

- ・まちづくり交付金事業による案内板の設置
- ・身近なまちづくり支援街路事業による案内板の設置
- ・市単独事業による案内板の設置及び外国語表記に交換

1 支援措置の番号及び名称

230009 「良好な景観形成の推進」

2 当該支援措置を受けようとする者

桜川市

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

桜川市（旧真壁町）では、平成15年度から伝統的建造物保存対策調査の予備調査を開始し、平成16年度から平成17年度に文部科学省所管の補助を受け、本調査を実施している。

本来は、調査結果を取りまとめ伝統的建造物群保存地区設定の基礎となる調査事業であるが、同時進行で市単独事業の修理・修景基準の案の作成も行う予定である。これは、調査結果を受けスムーズな地区指定を行うための準備である。

また、昨年実施した都市再生モデル調査においても景観条例の検討を行い、伝統的建造物群保存地区の外縁部となる区域にも、何らかの規制をかけなければならないだろうという住民の意思も確認できた。

そこで、早い時期に伝統的建造物群保存地区を目指し地区指定を行い、伝統的建造物群保存地区から外れた外縁部を対象に、本年度制定された景観法の制度を活用し、景観の保存を行いたいと考えている。

また、今後想定される電線類の地中化や店舗の看板の架け替え等、歴史的空間に併せた修景事業等の各種事業の導入や、市独自の助成制度を設け対応していきたい。

●取り組み主体

桜川市

●取り組み場所

真壁町真壁地区とその周辺

●取り組みの実施期間

平成17年度～平成26年度

●取り組みによる整備施設等

- ・伝統的建造物群保存地区の指定
- ・景観法の導入及びそれらに関する助成制度の策定
- ・身近なまちづくり支援街路事業
- ・屋外広告物の規制
- ・まちづくり交付金